

令和5年第2回三重県議会定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
所管事項説明資料

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 令和5年度組織機構について      | 1  |
| 2 | 令和5年度当初予算について      | 2  |
| 3 | 防災・減災対策の計画的な推進について | 10 |
| 4 | 消防・保安体制の充実・強化について  | 14 |
| 5 | 災害対策活動体制の充実・強化について | 23 |
| 6 | 地域防災力の向上について       | 30 |
| 7 | 危機管理の推進について        | 37 |
| 8 | 国民保護の推進について        | 39 |

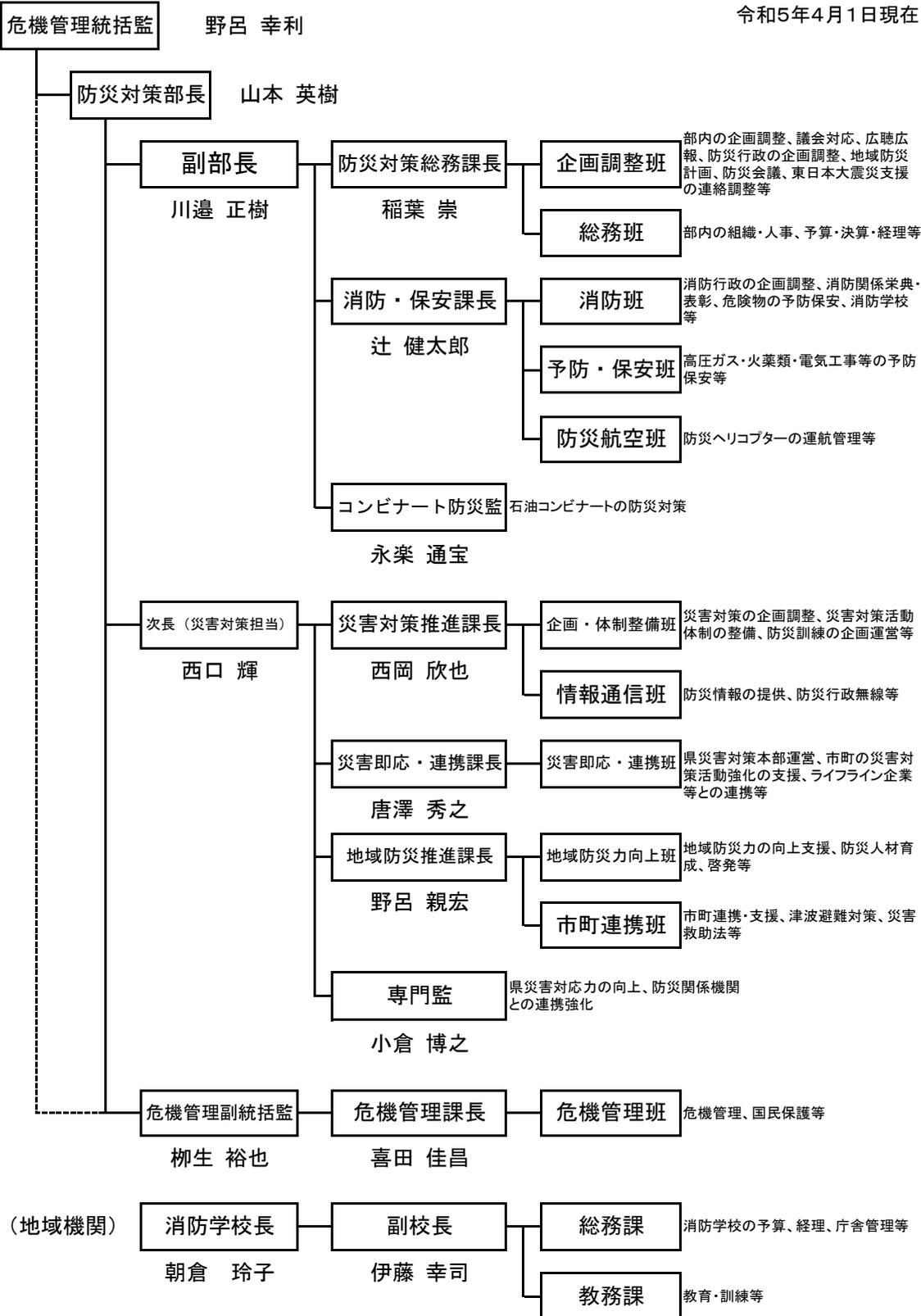
《別冊1》 事務事業概要

《別冊2》 三重県防災・減災対策行動計画目標達成状況

令和5年5月24日

防 災 対 策 部

# 1 令和5年度組織機構について



## 職員数

|      |         |
|------|---------|
| 本庁   | 80 (15) |
| 地域機関 | 14 ( 7) |
| 合計   | 94 (22) |

( )は市町等からの派遣職員数で内数

## 2 令和5年度当初予算について

### (1) 全体の予算状況

(単位：千円、%)

|            | 令和4年度<br>当初予算額<br>(A) | 令和5年度<br>当初予算額<br>(B) | 比 較            |                    |
|------------|-----------------------|-----------------------|----------------|--------------------|
|            |                       |                       | 増 減<br>(B)-(A) | 増減率<br>(B)-(A)/(A) |
| 防災対策部 (全体) | 3,310,155             | 2,535,604             | △ 774,551      | △ 23.4             |
| (内訳) 企画費   | 994                   | 981                   | △ 13           | △ 1.3              |
| 防災費        | 3,309,161             | 2,534,623             | △ 774,538      | △ 23.4             |

### (2) 予算の内訳

(単位：千円、%)

|     |               | 令和4年度<br>当初予算額<br>(A) | 令和5年度<br>当初予算額<br>(B) | 比 較            |                    |
|-----|---------------|-----------------------|-----------------------|----------------|--------------------|
|     |               |                       |                       | 増 減<br>(B)-(A) | 増減率<br>(B)-(A)/(A) |
| 企画費 | 危機管理推進事業費     | 994                   | 981                   | △ 13           | △ 1.3              |
| 防災費 | 給与費           | 588,967               | 610,628               | 21,661         | 3.7                |
|     | 防災総務費         | 22,243                | 23,636                | 1,393          | 6.3                |
|     | 防災対策費         | 228,284               | 277,520               | 49,236         | 21.6               |
|     | 地震対策費         | 157,975               | 281,432               | 123,457        | 78.1               |
|     | 防災行政無線等管理費    | 184,038               | 211,263               | 27,225         | 14.8               |
|     | 防災行政無線整備事業費   | 1,299,012             | 13,409                | △ 1,285,603    | △ 99.0             |
|     | 防災ヘリコプター運航管理費 | 497,776               | 556,972               | 59,196         | 11.9               |
|     | 国民保護費         | 1,239                 | 8,079                 | 6,840          | 552.1              |
|     | 消防指導費         | 292,642               | 526,012               | 233,370        | 79.7               |
|     | 銃砲火薬ガス等取締費    | 20,818                | 21,064                | 246            | 1.2                |
|     | 災害救助費         | 16,167                | 4,608                 | △ 11,559       | △ 71.5             |
|     | 合計            | 3,310,155             | 2,535,604             | △ 774,551      | △ 23.4             |

# 防災対策部

## 令和5年度当初予算のポイント・主要事業

### 1 予算編成にあたっての基本的な考え方

近い将来発生が危惧される南海トラフ地震においては、県内で最大約 53,000 人の死者が生じるなど甚大な被害が予想されています。また、近年の気候変動で激甚化・頻発化している豪雨などにより、いつ、どこで災害が発生してもおかしくない状況です。

こうした中、令和4年度は、県民の命を守ることを最優先に、県民の命に直結する発災直後における災害対策本部活動等について、これまでの対応を検証し、より具体的な活動手順を整理した初動対応レビューを実施するなど、これまで本県において進めてきた防災・減災対策の取組を確認、検証したところです。

このことを踏まえ令和5年度は、本県の防災・減災対策をより確実なものとするための実行の年とします。

具体的には、いつ災害等が発生しても、初動の段階から迅速かつ的確に活動することができるよう、災害対策本部の対応力強化や職員の活動環境の整備を図るとともに、武力攻撃から県民の命を守るため、国民保護訓練の実施や避難施設の指定を進めます。

また、津波等から命を守るためには、県民が確実に避難できることが重要であることから津波避難施設の整備をはじめとした市町の避難の取組を支援するとともに、これまで実施してきた避難対策について検証し、より実効性の高い対策を市町とともに進めます。

さらに、県民の防災意識の醸成、自主防災組織や消防団など地域の防災活動を担う人材の確保・育成やそれらの人材が地域で活躍することによる防災活動の活性化など、地域の防災力向上に向けた取組を進めます。

### 2 主な重点項目

#### (1) 災害即応力の一層の強化

##### ①(一部新)災害即応力強化推進事業

予算額 111,821千円

[災害対策推進課(224-2189)]

災害対策本部活動に携わる職員の初動対応力をさらに向上させるため、防災訓練に精通する専門組織のノウハウを取り入れた実践的な図上訓練や、災害対策本部の中核を担う総括部隊をはじめとする各部隊の訓練を実施します。また、災害発生時やそのおそれがあるときに、市町のニーズに応じた支援をよりの確に実施できるよう、緊急派遣チームの活動体制を整備します。さらに、大規模災害発生時においても初動の段階から迅速かつ的確に災害対策活動を実施することができるよう、防災対策部内に常設のオペレーションルームやシチュエーションルームを整備し、災害対策本部の機能充実を図ります。

##### ②(一部新)災害対策管理費

予算額 53,365千円

[災害対策推進課(224-2189)]

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際に適切な避難行動がとれるよう、市町と連携して県民に対して啓発を行うとともに、事前避難に必要となる避難所の確保や市町域を越える広域避難の調整等に取り組みます。また、集中豪雨や台風、地震による大規模災害に備えるため、被災者の避難生活に必要な物資の備蓄を行います。さらに、大規模災害時に本庁舎のライフラインが途絶した状況においても、災害対策本部活動を確実に展開できるよう、災害対応に従事する要員の活動環境の整備を図ります。

- ③(一部新)国民保護対策費 予算額 8,079千円  
[危機管理課(224-2734)]

有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、国および関係機関と連携した国民保護訓練を実施するとともに、三重県国民保護計画等の所要の見直しを行います。また、有事の際に県民の命を守るため、避難施設の指定を進めるとともに、県民が適切な避難行動をとれるよう周知啓発を行います。

## (2) 県民の命を守る避難行動のさらなる促進

- ①(一部新)地域減災対策推進事業 予算額 205,852千円  
[地域防災推進課(224-2185)]

南海トラフ地震による津波から県民の命を守るため、地震発生から津波到達までに時間的余裕がない市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援します。また、地域の避難計画やハザードマップの作成等を促進するとともに、多様性に配慮した避難所運営にかかる環境整備等に対して支援を行います。さらに、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町を対象とした避難施設等の整備に対する支援を行います。

- ②(新)津波避難対策検証事業 予算額 4,000千円  
(「みえ防災・減災センター」事業の一部)  
[地域防災推進課(224-2185)]

地震発生から津波到達までの限られた時間の中で、県民の誰もが命を守るために最適な避難場所へ避難できるよう、津波避難計画の実効性のさらなる向上に向けて市町とともに取り組みます。

## (3) 地域防災力の向上

- ①地域防災力向上支援事業 予算額 15,828千円  
[地域防災推進課(224-2185)]

県内各地に防災啓発車を派遣して地震体験を通じた防災啓発を実施するとともに、地区防災計画の作成や避難訓練等の自主防災組織活動の支援などにより、地域防災力の向上に取り組みます。

- ②「みえ防災・減災センター」事業 予算額 21,261千円  
(津波避難対策検証事業を除く)  
[地域防災推進課(224-2185)]

「みえ防災・減災センター」と連携し、地域の防災活動を担う人材の育成や育成した人材が地域で活躍することによる防災活動の活性化、シンポジウム等による防災啓発、次代を担う若者の防災意識の向上等に取り組みます。

- ③(一部新)消防行政指導事業 予算額 22,320千円  
[消防・保安課(059-224-2108)]

消防団員の確保に向け、市町が実施する先進的で他市町への水平展開が見込めるモデル的な取組を支援するほか、県が所管する制度を活用した入団促進に資する仕組みの構築を図ります。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、市町の消防の広域化および連携・協力に向けた取組を推進します。さらに、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合における消防・救急特別警戒体制を確保します。

### 3 その他の主要事業

| 事業の内容  | 担当課・<br>電話番号   |
|--|--|
| <p>〈〈政策名：防災・減災、県土の強靱化〉〉</p> <p>〈施策名：(1-1)災害対応力の充実・強化〉</p> <p>1 防災ヘリコプター運航管理費 556,972千円<br/>           【(1-1-1)県の災害即応体制の充実・強化】<br/>           (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)<br/>           災害や山岳遭難、水難事故等の発生時に、傷病者等の救助、救急搬送等を迅速かつ的確に行うことができるよう、防災ヘリコプターを安全かつ適正に運航します。</p> <p>2 防災行政無線整備事業 13,409千円<br/>           【(1-1-2)市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援】<br/>           (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)<br/>           通常の通信手段が遮断された場合においても、災害対策活動に必要な通信を確実に確保するため、防災通信ネットワークにおける衛星系防災行政無線設備について、新規格への対応に向けた設備の更新を計画的に行います。</p> <p>3 高圧ガス指導事業 18,688千円<br/>           【(1-1-3)消防・保安体制の充実・強化に向けた支援】<br/>           (第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費)<br/>           高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス事業所等の保安管理に関する指導の徹底や、許認可申請に対する審査および保安検査等により安全を確保します。また、企業による自主保安の推進を目的とした研修を行います。さらに、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合における保安確保のため、高圧ガス事業者への立入検査を実施します。</p> <p>4 消防職団員教育訓練費 18,622千円<br/>           【(1-1-3)消防・保安体制の充実・強化に向けた支援】<br/>           (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)<br/>           消防学校において、基本的・専門的な教育訓練に加え、大規模災害を想定したさまざまな実践的訓練を実施することで、安全、的確、迅速に消火・救急活動等ができる消防職団員を育成します。</p> | <p>消防・保安課<br/>(235-2555)</p> <p>災害対策推進課<br/>(224-2157)</p> <p>消防・保安課<br/>(224-2183)</p> <p>消防学校<br/>(059-374-1821)</p> |

| 事業の内容   | 担当課・<br>電話番号                  |
|---|-------------------------------|
| <p>〈施策名：(1-2)地域防災力の向上〉</p> <p>1 防災情報プラットフォーム事業 93,825千円<br/> 【(1-2-2)災害から命を守る適切な避難の促進】<br/> (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)<br/> 避難を必要とするすべての人が適切に避難できるよう、防災情報プラットフォームについてサーバーの更新や適切な維持管理を行い、県民に必要な防災情報を多様な媒体によりの確に提供します。</p> | <p>災害対策推進課<br/>(224-2157)</p> |
| <p>〈〈政策名：医療・介護・健康〉〉</p> <p>〈施策名：(2-1)地域医療提供体制の確保〉</p> <p>1 救急救命活動向上事業 2,932千円<br/> 【(2-1-5)救急医療等の確保】<br/> (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)<br/> 救命率の向上に向け、メディカルコントロール体制のもとで指導救命士の養成講習や、救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施します。</p>     | <p>消防・保安課<br/>(224-2108)</p>  |
| <p>〈〈行政運営の取組〉〉</p> <p>〈行政運営2：県民の皆さんから信頼される県行政の推進〉</p> <p>1 危機管理推進事業 981千円<br/> 【(2-1)県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進】<br/> (第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費)<br/> 危機発生 of 未然防止に努めるとともに、危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう、職務に応じた職員研修等を行います。</p>   | <p>危機管理課<br/>(224-2734)</p>   |

# 災害即応力の一層の強化

1. 災害即応・連携課、2. 災害対策推進課、3. 危機管理課  
(224-2186) (224-2189) (224-2734)

いつ災害等が発生しても、初動の段階から迅速かつ的確に活動することができるよう、災害対策本部の対応力強化や職員の活動環境の整備を図ります。また、有事の際にも迅速かつ的確に対応できるよう、武力攻撃を想定した訓練を実施するとともに、ミサイル等から県民の命を守るための避難施設の指定を進めます。

## 1. (一部新) 災害即応力強化推進事業 予算額 111,821千円

### 災害対策本部の機能強化

#### ① 災害対策本部体制の強化

災害対策本部の初動時における災害対応業務の検証、体制の見直し

- ◆ 災害対策本部活動の特に初動対応を重点的に検証し、体制の見直しを行うとともに、訓練により新体制における災害対応力の向上を図る
- ◆ 災害時に市町に派遣する緊急派遣チームの研修と訓練を強化し、市町災害対策本部の運営を支援

#### ③ 災害対策本部の活動スペースの確保

機動的に災害対応を実施できるよう、防災対策部内に常設の災害対策本部オペレーションルーム、シチュエーションルームを整備

- ◆ 初動対応をはじめとした災害対応を、現状の環境においても、より迅速・的確に実施することができるよう、防災対策部内の災害対策本部スペースを拡張し、常設のオペレーションルーム及びシチュエーションルームを整備

#### ② 職員の初動対応力のさらなる向上

防災訓練に精通する専門組織のノウハウを取り入れた、実践的訓練の確立

- ◆ 国や他県の図上訓練の監修経験があり、効果的な防災訓練手法を確立している専門組織のノウハウを活用し、三重県の地域特性や実情も考慮した、より実効性のある図上訓練を実施
- ◆ 専門組織が、コントローラーを担い、各部隊のすべての職員がプレイヤーとして参加
- ◆ 専門組織が訓練アドバイザーとして訓練参加者への指導を行うことで、訓練効果のさらなる向上を図る



## 2. (一部新) 災害対策管理費 予算額 53,365千円

### 災害対策本部活動を確実に展開するための備え

災害用コンクリート便槽式トイレの整備

- ◆ 大規模地震等の発生時に、本庁舎の上下水道に被害が生じた場合に備え、災害対応に従事する要員用の災害用コンクリート便槽式トイレを本庁舎敷地内に整備

災害対策活動職員用備蓄の充実

- ◆ 災害対応に従事する職員用の保存性に優れ一定の栄養価を摂取できる備蓄物資を確保



## 3. (一部新) 国民保護対策費 予算額 8,079千円

### 有事に備えた取組の推進

武力攻撃を想定した訓練の実施

- ◆ 有事の際に迅速かつ的確な対応が行えるよう、市町や関係機関等と連携した訓練を実施し、対策本部の対応力の向上や関係機関との連携強化を図る
- ◆ ミサイル発射を想定した住民避難訓練を実施

有事の際に活用するための地下施設等の調査

- ◆ 市町と連携し、緊急一時避難施設（堅ろうな建物等）の指定を推進。特に、既存の県有施設を有事の際に活用するために必要な改修等の可能性や方策を調査・研究することにより、地下避難施設としての指定につなげる

# 県民の命を守る避難行動のさらなる促進

地域防災推進課 224-2185

津波等から県民の命を守るため、津波避難施設の整備をはじめとした市町の避難の取組を支援するとともに、これまで実施してきた避難対策について検証し、より実効性の高い対策を市町とともに進めます。

## 1. (一部新) 地域減災対策推進事業

予算額 205,852千円

### (1) (新) 津波避難施設等の整備への支援

地震発生から津波到達までに時間的余裕がなく、「津波避難タワー」や「避難路」等の整備が必要であるにもかかわらず、財政事情等により整備が完了していない市町に対し支援を行います。

#### ①対象となる市町

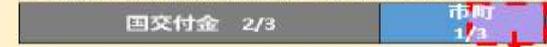
○理論上最大クラスの南海トラフ地震において、概ね15分以内に30cmの津波の浸水が始まる市町

#### ②対象となる事業

- 以下の事業における市町負担額の1/2を支援
  - i) 国の財政支援制度を活用して整備する津波避難タワーや避難路等の整備(工事費、用地費、造成費、測量・設計費、事務費等)
  - ii) 市町が独自に実施する避難路の階段、スロープ、照明等の整備

※支援割合の目安

○「南海トラフ地震特措法嵩上げ措置」を活用する場合



○「緊急防災・減災事業債」を活用する場合(元利償還金に対して財政支援を実施)



地方債充当率 100%



### (2) 適切な避難行動につながる取組等への支援

適切な避難行動につながる取組や避難所の生活環境整備等を実施する市町に対し支援を行います。

#### ①対象となる市町

○県内全市町

#### ②対象となる事業

- 以下の事業における市町負担額の1/2を支援
  - 避難路の階段・照明等整備、河川監視カメラ整備、洪水等ハザードマップ作成、避難所の資機材整備、避難計画・避難行動要支援者個別避難計画作成など



## 2. (新) 津波避難対策検証事業

予算額 4,000千円 ※「みえ防災・減災センター事業」の一部

地震発生から津波到達までの限られた時間の中で、地形、気象条件、時間帯など様々な条件のもと、県民の誰もが命を守るために最適な避難場所へ避難できるよう、津波避難計画の実効性のさらなる向上に向けて市町とともに取り組みます。

### (1) 津波避難対策検討用ツールの作成

- ・地形、避難時や避難者の状況等を考慮した上で、地震発生から津波が到達するまでの時間内に「浸水区域外まで避難するか」、「近くの津波避難タワーなど一時避難場所へ避難するか」等を判断するための基本的な考え方を整理
- ・整理した考え方をふまえ、各地点の津波到達時間や浸水深等を把握でき、避難対策を検討するためのツールを作成

### (2) 市町による津波避難計画の検討支援

- ・津波避難対策検討用ツールを活用し、市町による各地区の津波避難計画の検討を支援

※検討した結果に基づき、市町は、地域ごとの津波避難計画がより実効性の高いものになるよう見直しを進める。  
さらに、津波避難計画に基づく避難訓練を実施し、課題の抽出・検討等により避難対策の実効性のさらなる向上を図る。



# 地域防災力の向上

1. 2. 地域防災推進課 224-2185  
3. 消防・保安課 224-2108

県民の防災意識の醸成、自主防災組織や消防団など地域の防災活動を担う人材の確保・育成やそれらの人材が地域で活躍することによる防災活動の活性化など、地域の防災力向上に向けた取組を進めます。

- 1. 地域防災力向上支援事業 予算額 15,828千円
  - 2. 「みえ防災・減災センター」事業 予算額 21,261千円
- (津波避難対策検証事業(4,000千円)を除く)

※下記取組における関連事業の表記  
・地域防災力向上支援事業・・・☆  
・「みえ防災・減災センター」事業・・・◇

## ● 様々な手段を活用した県民の防災意識の醸成

### ①シンポジウム等防災啓発イベントの開催

- 広く県民の防災意識の向上を図るため、みえ風水害対策の日(9/26)、みえ地震・津波対策の日(12/7)などに合わせ、防災シンポジウム等の啓発イベントを開催(◇)
- 若者や子育て世代等の防災行動の促進を図るため、市町が開催する大規模イベントや集客施設等で防災啓発を実施(◇)

### ②地震体験車による啓発活動の実施

- 地震体験車を県内の地域や企業、学校等に派遣して、地震の揺れを体験してもらうことをきっかけとして災害への備えを働きかける啓発を実施(☆)



地震体験車による啓発活動

## ● 地域で活躍する多様な防災人材の育成

### ①地域で活躍する防災人材の育成

- 新たに自主防災組織のリーダー等に就任した人材の資質向上を図るため、「自主防災組織リーダー研修」を実施(◇)
- 地域や企業等における防災活動の場で活躍する「みえ防災コーディネーター」等の防災人材を養成するため、三重大と連携して「みえ防災塾」を開催(◇)



みえ学生防災啓発サポーター養成講座

### ②若者世代の防災活動の活性化を図る人材の養成

- SNS等を活用した防災情報の発信や、他の若者を巻き込み防災活動を行う「みえ学生防災啓発サポーター」を育成(◇)

## ● 地域の防災活動の活性化

### ①自主防災活動の活性化

- 地域で活動している防災人材を、自主防災組織の核となって活動いただけるよう「みえ防災コーディネーター」として育成(◇)
- 「自主防災組織交流会」や「みえの防災大賞」の開催により、自主防災組織間での交流や先進事例の共有(☆)

### ②防災人材の活用による地域の防災活動支援

- 県防災技術指導員や「みえ防災・減災センター」が養成した防災人材を地域・企業等による防災活動の場へ派遣し、取組を支援(☆◇)



みえの防災大賞表彰式

- 3. (一部新) 消防行政指導事業 予算額 22,320千円

## ● 地域防災の要である消防団員の確保

### ①将来を見据えた消防団員の確保への支援

- 消防団員の入団促進を目的として、市町が実施する先進的で他市町への水平展開が見込めるモデル的な取組を支援

### ②県が所管する制度を活用した入団促進に資する仕組みの構築

- 「消防団入団促進施策庁内検討会」での全庁的な議論による県が所管する制度を活用した入団促進に資する仕組みの構築



消防団による消火活動

地域防災力の向上

### 3 防災・減災対策の計画的な推進について

三重県では、災害対策基本法に基づく「三重県地域防災計画」をはじめ、「三重県防災対策推進条例」や条例に基づく事業計画として策定した「三重県防災・減災アクションプラン」等により、防災・減災対策を推進しています。

#### 1 三重県防災対策推進条例（平成21年3月施行・令和2年3月改正）

##### （1）目的

地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図るため、防災対策は特別な活動ではなく日々の生活と一体のものであるとする「防災の日常化」の考え方にに基づき、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、防災対策を推進することを目的としています。

##### （2）条例の概要

計画的な防災対策を実施するための事業計画を策定することをはじめ、災害予防対策（防災人材の育成、BCPの整備、地区防災計画の普及等）や、災害応急対策（災害発生時における避難行動、情報連絡体制、避難所の確保等）などにおける各主体の責務や役割を規定しています。

#### 2 三重県地域防災計画（令和5年3月修正）

##### （1）目的

災害対策基本法第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、三重県の地域にかかる災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、三重県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、以て社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的としています。

##### （2）構成

「風水害等対策編」「地震・津波対策編」で構成され、いずれも講じるべき対策を時間軸の観点から「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」の3つに大きく区分しています。

また、「風水害等対策編」では、航空機・列車・船舶事故など、自然災害以外の重大事故等への対策についても記述しています。

##### （3）計画の修正

災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正することとしています。

(4) 計画に定められた防災対策を実行するための事業計画

三重県防災対策推進条例では、「地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。」と規定しており、昨年度までは「三重県防災・減災対策行動計画\*」に基づき防災・減災対策の取組を進めてきました。今年度からは令和5年3月に策定した「三重県防災・減災アクションプラン」に基づき取組を進めていきます。

\*「三重県防災・減災対策行動計画」〈平成30(2018)～令和4(2022)年度〉の目標達成状況

令和4年度末における計画全体の達成率（すべての行動項目の達成率の平均値）は88.1%で、進展度B（ある程度進んだ）となりました。

また、施策項目ごとの目標達成状況は下記の表のとおりです。

| 施策の柱             | 施策番号 | 施策項目                    | 目標達成状況 |     |
|------------------|------|-------------------------|--------|-----|
|                  |      |                         | 達成率    | 進展度 |
| 計画全体             |      |                         | 88.1%  | B   |
| 災害予防・減災対策        | 1    | 自助・共助を育む対策              | 76.9%  | C   |
|                  | 2    | 安全な避難空間の確保のための対策        | 84.3%  | C   |
|                  | 3    | 災害に強いまちづくりを推進するための対策    | 94.7%  | B   |
|                  | 4    | 緊急輸送の確保                 | 98.7%  | B   |
|                  | 5    | 防災体制の整備・強化              | 96.4%  | B   |
|                  | 6    | 特定自然災害への備え              | 85.2%  | B   |
| 発災前の直前対策および発災後対策 | 7    | 災害対策本部機能の確保             | 97.8%  | B   |
|                  | 8    | 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 | 100%   | A   |
|                  | 9    | 救助・救急及び医療・救護活動          | 85.2%  | B   |
|                  | 10   | 避難及び被災者支援等の活動           | 68.4%  | D   |
|                  | 11   | 救援物資等の供給                | 100%   | A   |
|                  | 12   | 特定自然災害対策                | 100%   | A   |
|                  | 13   | 復旧に向けた対策                | 100%   | A   |
| 復旧・復興対策          | 14   | 復旧・復興対策                 | 85.0%  | B   |

※進展度について（令和4（2022）年度目標値に対する実績値の割合）

| 進展度の区分      | 行動項目の達成率     |
|-------------|--------------|
| A：進んだ       | 100%         |
| B：ある程度進んだ   | 85%以上 100%未満 |
| C：あまり進まなかった | 70%以上 85%未満  |
| D：進まなかった    | 70%未満        |

### 3 三重県防災・減災アクションプラン（令和5年3月策定）

#### （1）目的

災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組について、計画期間内で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めることを目的としています。

#### （2）位置づけ

三重県防災対策推進条例第10条に基づく、三重県地域防災計画に定められた防災対策を実行するための事業計画であり、これまで本県が進めてきた防災・減災の取組を総括したうえで、「みえ元気プラン」（令和4年10月策定）に掲げた防災・減災施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものです。

#### （3）計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

#### （4）施策体系

今後の4年間で着実に進めることが必要な「命に直結する取組」を5つの取組方向・14の施策に整理するとともに、各施策に「めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）」と「特に注力する取組」を設定し、「特に注力する取組」ごとに毎年度のアクションを明確化しました。

| 取組方向                       | 施策   |
|----------------------------|--|
| 1 災害即応体制の充実・強化             | 1-1 災害対策本部機能の強化<br>1-2 職員の災害対応能力の向上  |
| 2 災害保健医療体制の整備              | 2-1 保健医療活動を支える人材育成の推進<br>2-2 医療体制の継続性の確保   |
| 3 確実に避難することができる体制の整備       | 3-1 避難施設の整備促進<br>3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築<br>3-3 避難に必要な防災情報の提供  |
| 4 安全・安心な避難環境の整備            | 4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援<br>4-2 避難所における避難者へのきめ細かな支援<br>4-3 物資の受入・供給体制の整備<br>4-4 多様な支援主体を受け入れる体制整備 |
| 5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化 | 5-1 命を守るための意識の醸成<br>5-2 防災教育の推進<br>5-3 地域の防災人材の育成  |

#### (5) 進捗管理

各施策の進捗状況について毎年度公表するとともに、社会情勢の変化などをふまえ必要に応じて各取組の見直し等を行い、アクションプランに基づく防災・減災対策の着実な推進を図っていきます。

## 4 消防・保安体制の充実・強化について

地域住民の安心・安全を守るため、消防組織法等に基づく県内の消防力の充実・強化の推進、救急救命士の養成等を担うとともに、高圧ガス保安法等の産業保安関連法に基づく事故防止や保安の確保、石油コンビナート等災害防止法等に基づくコンビナート地域の防災体制の確保等、総合的な対策を推進しています。

また、防災航空隊に配備している防災ヘリコプター「みえ」により、救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災消火活動等を実施しています。

### 1 消防の広域化及び連携・協力

#### (1) 概要

消防庁は、消防が災害や事故の多様化および大規模化などに対応していくためには、消防の広域化が必要であるとし、平成 18 年 6 月に消防組織法第 32 条の規定に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。これを受け、県においても平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定しました。

しかし、消防庁は、その後も全国的に広域化が進まない状況をふまえ、広域化の取組と並行し、通信指令業務の共同運用など事務の一部における「消防の連携・協力」を進めることとし、平成 29 年 4 月に「市町村の消防連携・協力に関する基本指針」を策定するとともに、都道府県の「消防広域化推進計画」の再策定を求めました。

このため、県では、消防の「広域化」と広域化につなげる「連携・協力」にかかる市町村の自主的な取組を進めることを目的に、地域ごとの状況をふまえた今後の取組について各消防本部と議論を重ね、平成 31 年 3 月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、消防の広域化及び連携・協力を推進しています。

#### (2) 推進計画に基づく消防の広域化及び連携・協力の推進状況

推進計画では、消防を取り巻く環境の変化、消防の現状と課題、地域ごとの取組の現状等のほか、中長期的な広域化を展望しつつ、国が定める推進期限である令和 6 年 4 月 1 日までの県内各地域における取組などを定めており、この推進計画に基づき、消防の広域化及び連携・協力の推進に取り組んでいます。

##### ①消防の連携・協力の推進

「伊賀市・名張市地域」の消防指令センターについては、令和 6 年 4 月 1 日運用開始をめざして、整備が進められるとともに、「津市・鈴鹿市・亀山市地域」の通信指令業務については、令和 4 年 10 月に法定協議会が設置され、令和 8 年 4 月に共同運用が開始される予定です。

また、「松阪・紀勢・東紀州地域及び三地域（伊勢・鳥羽・志摩）」については、通信指令業務の共同運用に向けた検討が進められており、県も検討の場へ参加するなどの支援を行っています。

## ②消防の広域化の推進

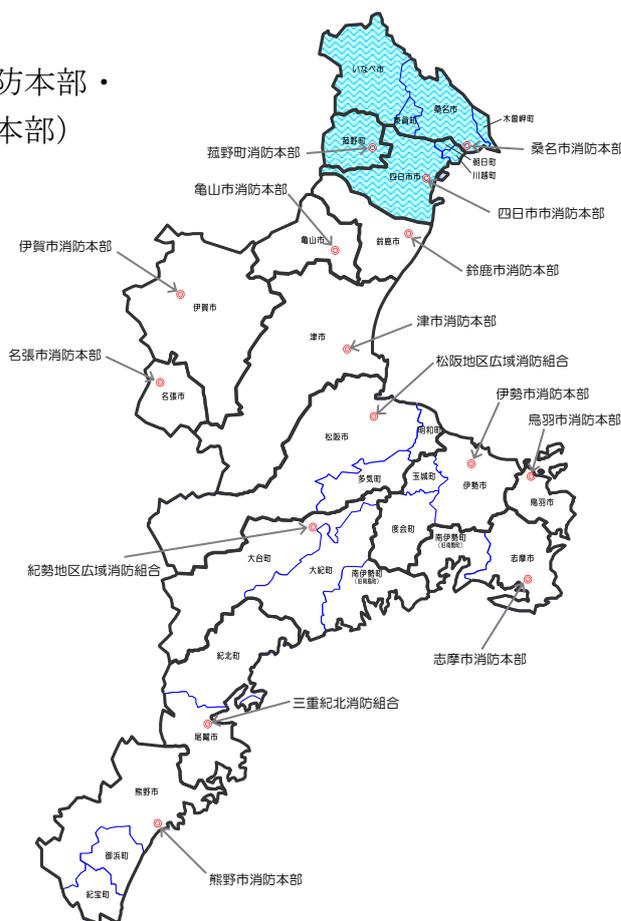
人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化による消防力の維持・強化が有効な手段の一つであることから、連携・協力などの取組をステップとして、中長期的な広域化を展望しながら、取組を進めています。

### (3) 令和5年度取組

現在、連携・協力の取組が進められている地域における勉強会や検討会に引き続き参画するとともに、関係市町や消防本部間の広域化及び連携・協力に関する仲介や連絡調整等の支援を行います。

#### <参考>

- ・ 三重北消防指令センター  
平成 19 年 4 月 運用開始（四日市市消防本部・桑名市消防本部）  
平成 28 年 4 月 菰野町消防本部参加
- ・ はしご自動車の共同運用  
令和 3 年 2 月 3 日 運用開始  
（鈴鹿市消防本部・亀山市消防本部）
- ・ 警防・救急・予防業務の共同運用  
令和 4 年 4 月 1 日 運用開始  
（伊賀市消防本部・名張市消防本部）
- ・ 三重西消防指令センター（仮称）  
令和 6 年 4 月 1 日 運用開始（予定）  
（伊賀市消防本部・名張市消防本部）
- ・ 三重中央消防指令センター（仮称）  
令和 8 年 4 月 運用開始（予定）  
（津市消防本部・鈴鹿市消防本部  
亀山市消防本部）

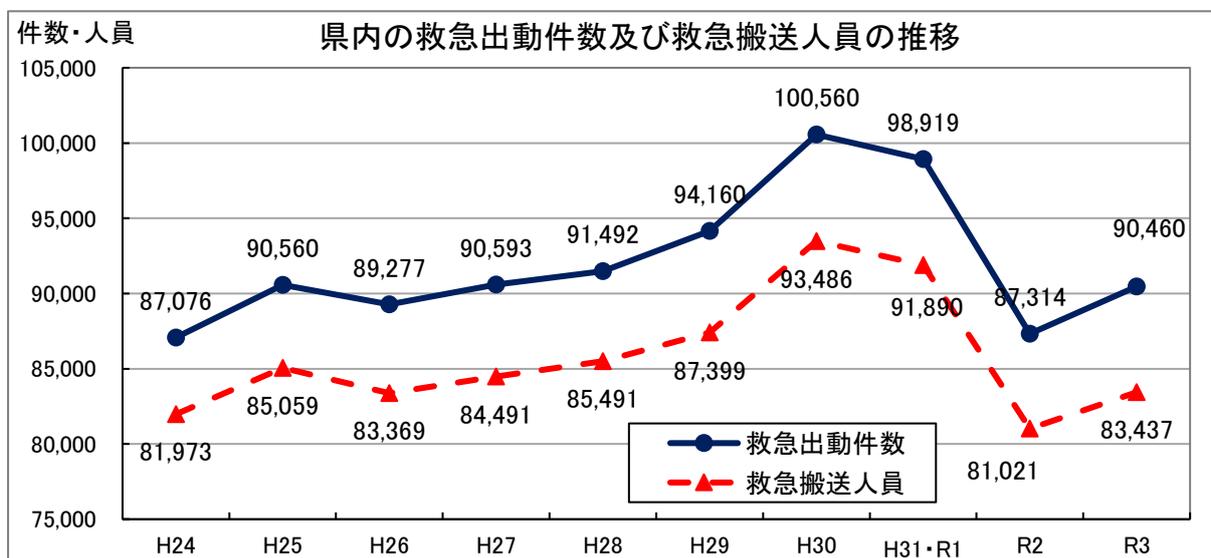


## 2 円滑な救急搬送と救急救命士の養成

### (1) 概要

令和3年の三重県内における救急出動件数は90,460件（対前年比3.6%増）、搬送人員は83,437人（対前年比3.0%増）で、ともに再び増加に転じています。搬送人員の半数以上（令和3年:51.2%（全国:44.8%））が軽症者であることから、国、県、各消防本部が連携して救急車の適正利用の啓発を行うとともに、各地域においても救急搬送から病院への受入れが円滑に行われるよう、医療機関と具体的な搬送ルールの策定・検証・見直しを継続して行っています。

また、近年増加している応急処置が必要な急病者や急変のリスクの高い高齢者の搬送に対応するため、県内消防本部の救急救命士の養成や資質の向上に向けた取組も進めています。



※全国（令和3年）救急出動件数対前年比4.4%増、搬送人員対前年比3.7%増

### (2) 令和5年度の取組

救急搬送を担う救急救命士の資質向上を図るため、三重県消防学校と連携した養成講習等を実施するとともに、意識障害や心筋梗塞等の観察及び処置など具体的なテーマに則したセミナーを実施します。

また、救急救命士養成機関（一般財団法人救急振興財団等）への県内消防職員の派遣について、調整及び支援を行います。

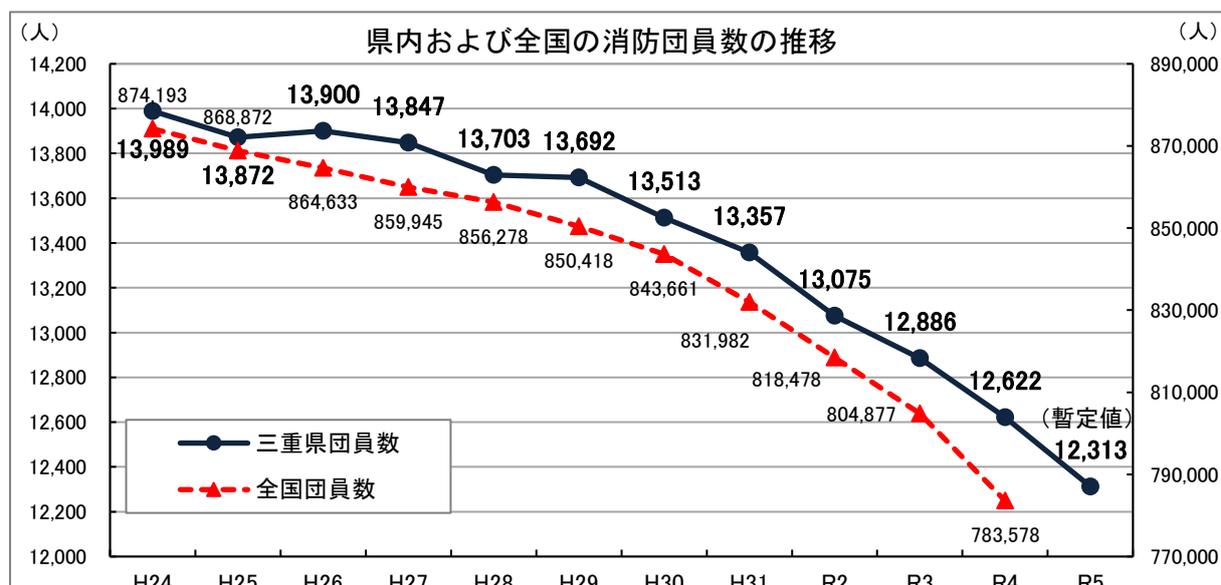
### 3 消防団の充実・強化

#### (1) 消防団員の現状

消防団は、消防組織法第9条の規定に基づき市町村に設けられている非常備の消防機関です。その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っています。消防団員が地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割は極めて大きく、地域防災力の中核を担う存在です。しかし、全国的に団員数の減少や平均年齢の上昇などが課題となっており、本県においても、消防団員数は前年度から309名減少し、12,313名（令和5年4月1日現在、暫定値）となっています。

本県の消防団員数について、平成24年から令和4年までの10年間の推移を見た場合、全国の減少率（10.4%減）よりは低いものの9.8%（1,367名）減少しています。

また、県内消防団員の平均年齢は43.7歳（全国平均43.2歳）、女性消防団員は516名で全団員に占める割合は4.1%（全国3.5%）となっています（令和4年4月1日現在）。



#### (2) 令和5年度の取組

市町や三重県消防協会との連携を通じて、消防団の活動環境の整備や団員の入団促進に取り組み、消防団の活性化に努めます。

##### ①活動環境の整備の取組

市町における学生やOB団員などを対象とした機能別団員制度の導入や女性消防団員の活動環境の整備、地域特性や各消防団の実情に応じた消防団の活性化にかかる取組を支援します。

また、消防団員及びその家族に特典やサービスを提供する「みえ消防団応援の店（令和5年4月1日現在 1,383店舗）」制度の充実や円滑な運営に取り組みます。

## ②入団促進の取組

若年層等の入団促進を図るため、各市町から効果的な事業の提案を受けて委託調査・補助を行い、県内への水平展開を図るとともに、大学等への啓発資料の配布や地域で防災活動を行う学生防災人材の育成、就職活動時に活用できる「学生消防団活動認証制度」の普及等に取り組みます。

また、消防団への理解促進等を目的に、市町及び三重県消防協会と連携し、広報媒体等を活用した啓発や情報発信を行います。

さらに、昨年度庁内で部局横断的に設置した「消防団入団促進施策庁内検討会」においても、引き続き入団促進策について検討していきます。

## 4 消防職団員の資質向上

消防学校は、消防組織法第 51 条の規定により、都道府県に設置が義務付けられた教育訓練機関であり、県内の消防職員、消防団員及び消防防災関係者等を対象に教育訓練を実施し、その資質の向上を図り、もって県内消防力の向上に努めています。

### (1) 教育訓練の現状

#### ①消防職員

市町等において新たに採用された消防職員の基礎的な教育訓練である初任教育、救急隊員や水難救助隊員等として必要な専門的知識や技術の習得を図る専科教育、各階層の幹部に必要な識見、管理能力や指導力等の習得を図る幹部教育等を実施しています。

#### ②消防団員

消防団員の各階級等に応じた知識と技術の習得を図るため、普通科、分団指揮課程・指導員科、指揮幹部科現場指揮課程、機関員科や一日入校による訓練等を実施しています。

#### ③その他

企業が設置する自衛消防隊員等に一般防災教育を実施し、消防・防災意識の向上を図っています。

### (2) 令和 5 年度の取組

昨年度導入した学生 1 人 1 台の教育タブレットのさらなる活用を図るため、教官による模範的動作などの教育コンテンツをさらに充実させることで、学生の理解度を高め、教育効果の向上を図ります。

また、頻発する大雨等による土砂災害や浸水災害、南海トラフ地震による土砂崩れ等が想定されることから、令和 5 年度にガレキ救助訓練施設・土砂災害訓練施設を拡充・整備し、より実践的な救助活動訓練が実施できる環境を整え、本県消防機関の自然災害対応力の強化を図ります。

## 5 高圧ガス事業所等の予防・保安対策

高圧ガス、L Pガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する立入検査等を行うとともに、危険物取扱者等への講習を実施することにより、事業者の自主保安を推進し、事故の発生防止や適正な産業保安の確保を図ります。

### (1) 立入検査等の実施

#### ①高圧ガス・L Pガスにかかる規制

高圧ガス保安法に基づき、保安の確保のため、高圧ガス事業所に対し完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、L Pガス販売事業者等に対して、保安の確保のため立入検査等を実施しています。

#### ②火薬類にかかる規制

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬類の保安の確保のため、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

#### ③電気工事業

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事の欠陥等による事故の発生や拡大の防止のため、電気工事業の登録及び事業者の事務所等への立入検査等を実施しています。

#### ④危険物取扱者及び消防設備士

消防法に基づき、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止のため、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施しています。

### (2) コンプライアンス及び保安推進に向けた研修の実施

高圧ガス製造事業者等に対し、事故防止及びコンプライアンスの徹底など自主保安の推進を図るための研修会を開催しています。

### (3) 令和5年度の取組

高圧ガス等を取り扱う事業者に対する立入検査等を実施するとともに、コンプライアンスの徹底など事業者の自主保安を推進する研修会の開催などにより、予防・保安の取組を進めます。

## 6 石油コンビナートの防災対策

高圧ガス保安法など産業保安に係る各種規制に加え、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている石油コンビナート区域においては、災害の発生及び拡大を防止するため、石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災体制の確保等総合的な対策を推進しています。

### (1) 概要

石油コンビナート地域は、令和4年度末において全国で33都道府県に78区域（特別防災区域）あり、県内では四日市臨海地区が指定されています。同地区で規制の対象となる事業所は34事業所となっています。

立地する事業所の多くは、操業開始から50年以上経過しており、設備の高経年化による事故のリスクを回避するため、適切な設備の維持管理や従業員への保安教育の実施等が重要となっています。

### (2) 令和5年度を取組

事故の発生防止に向けて、保安検査などを実施する際に、事業所に対し適切な設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るための研修会などを開催します。

また、石油コンビナートにおける事業所設備や防災資材の備蓄状況等の変更などに伴う、三重県石油コンビナート等防災計画の所要の見直しを行います。

## 7 防災ヘリコプターによる消防防災活動について

本県では、平成元年3月に消防審議会が各都道府県の消防ヘリコプターの整備について答申したことをふまえて、平成5年4月に防災航空隊を設置し、市町・消防本部の協力を得て、防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災消火活動等を実施しています。

平成29年9月には現在運用中のヘリコプターへの機体更新を行い、ヘリコプターで撮影した映像を災害対策本部に送信し迅速な災害対応につなげられるよう装備を充実するなど、本県における航空消防活動体制の強化に努めています。

### (1) 防災ヘリコプター「みえ」の概要

#### ①機種

レオナルド式AW139型

## ②性能等

最大搭乗者数：14名

機体重量：4.6t

全長／全幅：16.6m／4.2m

最高速度：310km/h（巡行速度は220～270km/h）

主要装備：ホイスト装置、ヘリテレカメラ・電送装置、動態管理システム、機外拡声装置

## （2）運航体制

防災航空隊基地：津市伊勢湾ヘリポート

配備人員：消防・保安課防災航空班

10名（うち9名は市町からの派遣消防職員）

勤務体制：交代勤務による365日勤務

運航形態：委託運航（中日本航空株式会社）、二人操縦士体制

運航時間：8時30分～17時15分（日没時刻が17時15分以前の期間は日没）

※緊急運航の場合は日の出から日没まで

## （3）運航基準

防災ヘリコプターは、消防本部等からの要請を受け、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に緊急運航するほか、災害危険個所の調査や訓練等、必要性に応じ運航することとしています。

また、大規模災害発生時には、消防庁長官の指示を受け、航空消防活動を行う緊急消防援助隊として運航します。

### ①緊急運航における主な活動内容

- ・陸路搬送が困難な山村・離島からの救急患者の搬送
- ・山岳遭難事故や河川・海等での水難事故等における捜索・救助
- ・地震、台風、豪雨及びガス爆発等の災害の情報収集
- ・林野火災等における空中からの消火活動
- ・近隣府縣市等との応援協定に基づく救助活動等

### ②緊急運航の要件

公共性：地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

緊急性：差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）

非代替性：防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合）

(参考) 緊急運航実績

| 区分 \ 年度 | 令和元年度 |            |    | 令和2年度 |            |    | 令和3年度 |            |    | 令和4年度 |            |    |
|---------|-------|------------|----|-------|------------|----|-------|------------|----|-------|------------|----|
|         | 出動件数  | 他県等からの受援件数 |    | 出動件数  | 他県等からの受援件数 |    | 出動件数  | 他県等からの受援件数 |    | 出動件数  | 他県等からの受援件数 |    |
|         |       | うち県外       |    |       | うち県外       |    |       | うち県外       |    |       | うち県外       |    |
| 救急      | 28    | 5          | 12 | 29    | 10         | 11 | 31    | 2          | 8  | 24    | 1          | 15 |
| 山岳      | 30    | 6          | 19 | 35    | 12         | 13 | 36    | 3          | 11 | 30    | 4          | 23 |
| 水難      | 5     |            |    | 3     |            |    | 5     |            |    | 3     |            |    |
| その他     | 1     |            |    | 0     |            |    | 1     |            |    | 0     |            |    |
| 消火      | 2     | 0          | 1  | 1     | 0          | 3  | 4     | 1          | 0  | 3     | 0          | 1  |
| 災害対策    | 2     | 0          | 0  | 0     | 0          | 0  | 1     | 0          | 0  | 0     | 0          | 0  |
| 小計      | 68    | 11         | 32 | 68    | 22         | 27 | 78    | 6          | 19 | 60    | 5          | 39 |

(4) 令和5年度の取組

今後も消防防災活動の場において、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に活用できるよう、引き続き、緊急運航を要請する消防本部等とも緊密に連携し取組を進めてまいります。

また、本年度は機体構造部の大規模な点検を行う年となっており、5ヶ月程度の機体整備が必要となります。今後も適切に整備を行い、安全に運航します。

## 5 災害対策活動体制の充実・強化について

災害発生時または発生するおそれがあるときに、初動の段階から迅速かつ的確に災害対策活動を展開できるよう、平時から情報収集や分析、対策立案能力の向上を図り、オペレーション機能を強化するとともに、市町と連携したタイムラインの運用や災害時に第一線で対応する市町の災害対策活動強化の支援に取り組みます。

また、災害対策活動に関する基盤の整備・強化を目的として、訓練企画や職員人材育成、広域防災拠点の運用、防災通信ネットワークの運用、他府県等との応援・受援連携等に取り組めます。

### 1 災害即応力の向上

#### (1) 実践的な訓練の実施

過去の災害の教訓をふまえ、即応型のより実践的な訓練を実施することで、市町や防災関係機関と連携して災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応ができる体制整備に取り組んでいます。

防災訓練の実施にあたっては、南海トラフ地震や大規模な風水害で県内全域に大きな被害が発生することも想定し、国、市町、防災関係機関等と連携した実動訓練や図上訓練を通じて、実践的な対応力の向上を図ります。

##### ①実動訓練

国や市町、防災関係機関との連携強化や地域・住民の災害対応力向上を図ることを目的に、毎年度実動訓練として三重県総合防災訓練を実施します。

今年度の三重県総合防災訓練は、令和5年11月26日（日）に、鳥羽市を会場として、南海トラフ地震を想定して実施する予定です。

##### ②図上訓練

災害対策本部における組織と個人の災害対応力向上を図るとともに、国や市町、防災関係機関との連携強化を目的として、総合図上訓練（第1回9月上旬、第2回2月上旬を予定）を実施します。今年度の総合図上訓練は、国や他県の図上訓練の監修経験がある専門組織のノウハウを活用し、より実効性のある図上訓練を実施します。第1回は南海トラフ地震想定、第2回は伊勢湾台風級の風水害想定で実施する予定です。

また、災害対策本部の各部隊や、各地方災害対策部においても、災害時の活動内容の習熟や、対応力向上のための図上訓練等を実施します。

##### ③他府県等と連携した訓練

災害応援協定等に基づき、他府県等との連携強化のための訓練を実施します。

- ・緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練（開催地：石川県）
- ・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練（開催地：和歌山県）
- ・中部緊急災害現地対策本部訓練（内閣府主催）
- ・自衛隊防災訓練 等

## (2) 職員の災害対応力強化に向けた人材育成

災害発生時等に職員が防災対策において責務を最大限に果たすため、三重県防災対策推進条例に基づき、中長期的な人材育成を図ることを目的として「三重県職員防災人材育成指針」を策定しました。めざすべき職員像や行動原則などを明確化するとともに、指針をふまえた「三重県職員防災人材育成計画」を毎年度策定し、計画的な人材育成を実施しています。

令和5年度は、災害対策本部のすべての配備要員を対象とした総合図上訓練や、緊急派遣チーム要員を対象とした研修・訓練、大雨などの警戒体制において防災対策部以外の職員も災害対策本部に参画するOJTを行います。

さらに、人事課と連携して階層別を実施する防災研修や、所属ごとに実施する意識向上研修については、令和2年度に作成した防災に関する標準教材や令和3年度に作成した実際の災害対応を経験した職員の体験談を生かした教材（災害エスノグラフィー）も活用しながら研修内容の充実を図るとともに、職員意識調査により研修効果や課題を把握し、翌年度以降の取組につなげていきます。

## (3) 市町の災害対策活動強化支援

災害時に第一線で災害対応を行う市町災害対策本部の対応力を強化するため、市町のマニュアル等の整備や対応力を検証するための訓練の実施について、計画策定や訓練実施等の現状の確認、訓練企画、訓練実施、検証・計画の見直しのサイクルを通じて、きめ細かな助言、支援等を行います。

## (4) 情報収集体制強化

大規模地震や風水害発生時に市町の被害情報の収集や支援ニーズの把握を行い、市町災害対策本部の支援や県災害対策本部活動の的確な展開を図るため、令和4年度、それまで地方部へ派遣することとしていた緊急派遣チームを市町へ直接派遣する体制に見直しを行い、令和5年度より本格運用を開始します。

このほか、防災関係機関からの映像情報提供体制の整備やドローンの活用等により、情報収集体制の強化を図ります。

## (5) 災害対策本部の活動環境整備

大規模災害発生時においても初動の段階から迅速かつ的確に災害対策活動を実施することができるよう、防災対策部内に常設のオペレーションルームとシチュエーションルームを整備し、災害対策本部の機能充実を図ります。

また、災害対策本部要員用の食料や水を備蓄するとともに、断水があっても使用することができる災害用コンクリート便槽式トイレを本庁舎敷地内に整備するなど、災害対策本部要員の健康、衛生に配慮した業務環境の確保に努めます。

## 2 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応

令和元年5月に、中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が修正され、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合に気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）の運用が開始されました。

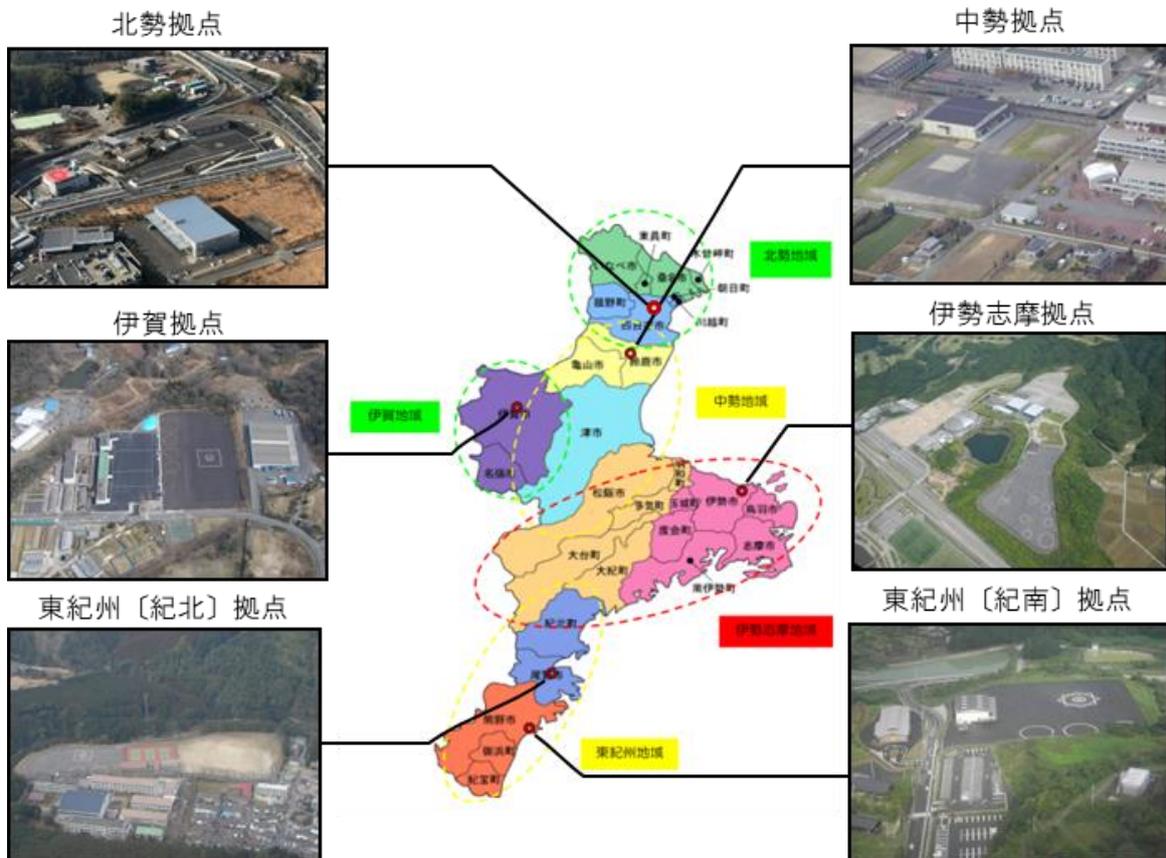
臨時情報の運用開始に伴い、三重県では、令和2年3月に臨時情報に係る防災対応について「三重県地域防災計画」に追記し、県内市町でも、令和4年度末時点で、27市町において「市町地域防災計画」の修正が完了しました。また、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に県有施設が円滑に避難所等として活用できるよう、令和4年3月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の県有施設の対応方針」を策定しました。

令和5年度は、臨時情報に関して、県民への一層の周知啓発を行うとともに、県有施設の具体的な活用について、市町のニーズを把握しながら、調整を進めていきます。

## 3 広域防災拠点

### (1) 概要

大規模で広域的な災害が発生した場合に災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点として県内5エリアに6つの広域防災拠点を設けています。



## (2) 拠点の主な機能

### ①物資保管・集配機能

- ・国等からの調整によって供給される物資の受入れ
- ・各市町が設置する市町物資拠点や避難所に向けての物資の搬送

### ②空輸機能

- ・救助や医療搬送、物資輸送等のためのヘリコプター場外離着陸場としての運用

### ③情報通信・連絡調整機能

- ・災害対策本部等との連絡調整や拠点での活動の調整
- ・応援部隊の活動に必要な情報の提供

### ④燃料保管機能

- ・災害支援のための最低限の燃料貯蔵

### ⑤応援要員受入機能

- ・局地的災害時における応援部隊の受入や滞在スペース提供、被災地への移動支援

## 4 防災通信ネットワーク

### (1) 概要

災害等の非常時に一般の回線が途絶えたときの防災関係機関相互の通信を確保するため、県庁舎、市町及び消防本部庁舎、警察署、災害拠点病院、国関係機関等に地上系及び衛星系防災行政無線並びに有線系通信設備を設置し、防災通信ネットワークを構築しています。

#### ①各設備の特徴

##### ア 地上系防災行政無線設備

山上等に設置した中継局を介して、県内防災関係機関や車等に設置した無線局が音声通信を行う通信設備です。

##### イ 衛星系防災行政無線設備

人工衛星を介して、県内防災関係機関に設置した無線局の他、国、全国の自治体が音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。可搬型設備を使用することにより、現地からの映像伝送や通信が可能です。

##### ウ 有線系通信設備

インターネット回線網を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

## ②設置状況

| 設置場所（機関名）   | 設置機関数 | 設置箇所数 |     |     |
|-------------|-------|-------|-----|-----|
|             |       | 地上系   | 衛星系 | 有線系 |
| 県庁舎等        | 13    | 13    | 11  | 13  |
| 中継所         | —     | 24    | —   | —   |
| （内訳）<br>端末局 | 119   | 132   | 67  | 71  |
| 市町          | 29    | 43    | 31  | 39  |
| 消防本部        | 15    | 15    | 15  | 16  |
| 警察署関係       | 19    | 19    | 1   | 1   |
| 医療関係        | 21    | 21    | 7   | 1   |
| 報道関係        | 3     | 3     | 0   | 0   |
| 県地域機関、県関係   | 19    | 19    | 10  | 12  |
| 国関係         | 8     | 7     | 3   | 2   |
| ライフライン      | 5     | 5     | 0   | 0   |
| 合計          | 132   | 169   | 78  | 84  |

※1 市町の設置箇所数が設置機関数より多いのは、支所にも設置している所があるため

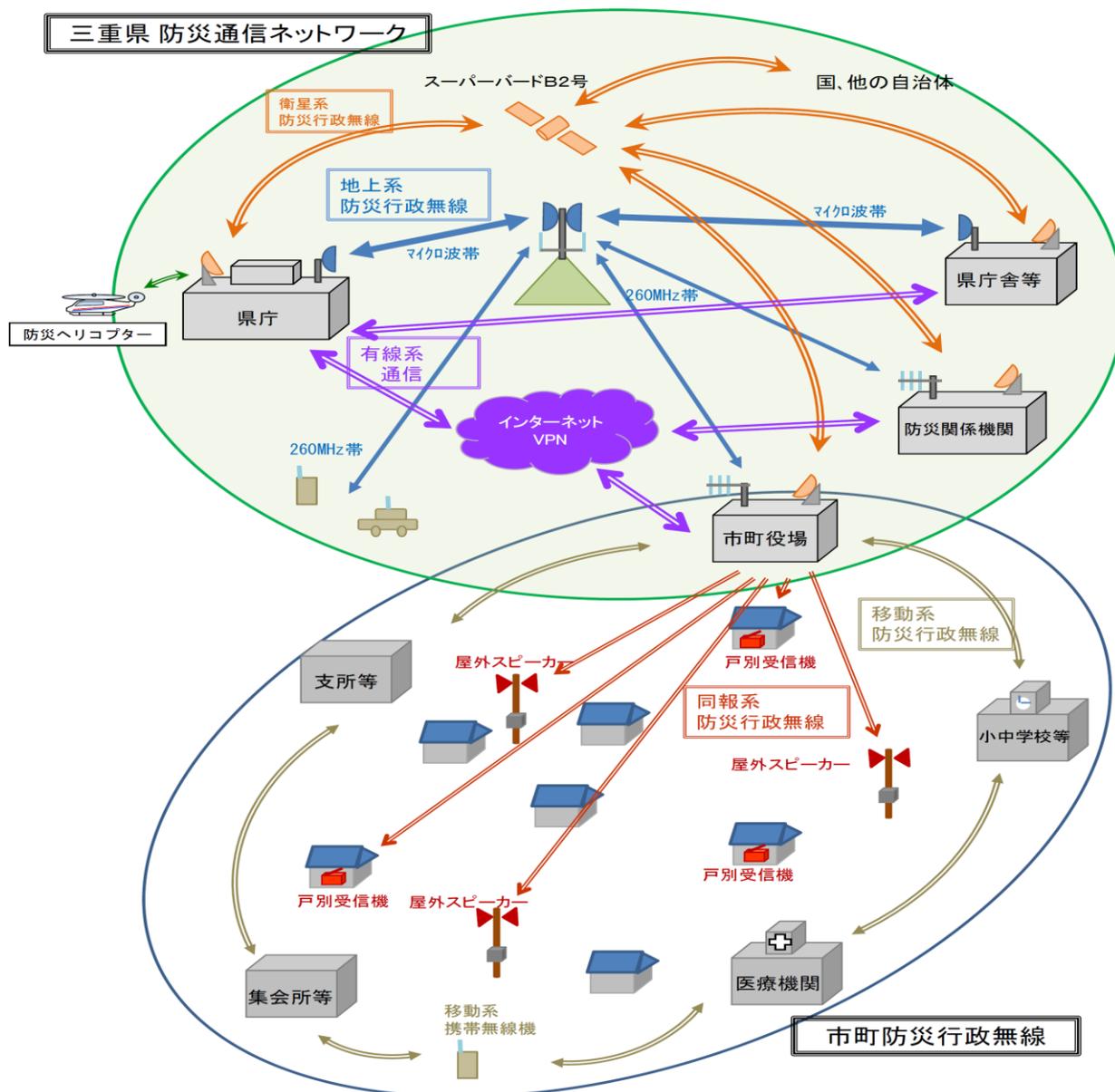
※2 消防本部の設置箇所数が設置機関数より多いのは、消防本部から離れた消防指令センターにも設置している所があるため

## （２）設備更新

地上系防災行政無線設備及び有線系通信設備は、機器の老朽化や電波関係法令の改正に対応するため、令和元年度から令和4年度にかけて設備の更新を行いました。

衛星系防災行政無線設備については、令和9年度に通信方式が変更されるため、更新工事を令和5年度から令和7年度にかけて行う予定です。

## 「三重県 防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



### (参考) 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

## 5 大規模災害時における受援対策

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際、被災者支援を効果的に行うためには、国や他県等からの応援活動を受けて、被災した市町と県とが一体となって受援活動を進めることが重要です。

このため本県では、平成30年3月に「三重県広域受援計画」を策定し、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練や図上訓練等を通じて、同計画の実効性を高めるための取組を行うとともに、平成31年3月に作成した「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、県内市町における受援体制づくりをより一層進めていただくよう、市町に計画策定の働きかけを行っています。

市町向けの研修会を開催するなどして、令和4年度までに26市町において受援計画が策定されたところであり、令和5年度は、引き続き、市町との意見交換などを通じて、計画策定支援を行っていきます。

## 6 市町と連携したタイムラインの運用

県では、発災前から予測できる風水害に対する事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」時系列で整理することにより、各段階で「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じることを目的として、平成30年度から、台風の接近等が予想される場合に、「三重県版タイムライン」を本格運用しています。

また、県と市町とが連携し一体的に災害対応するため、平成31年3月に作成した「市町タイムライン基本モデル」を活用して、県内市町にタイムライン策定の働きかけを行い、令和2年度末までに全市町においてタイムラインが策定されました。令和3年度以降は、台風の接近等が予想される場合は市町と連携したタイムラインの運用により一体的な災害対応を進めるとともに、出水期終了後には市町とともに検証と修正を重ねており、引き続き市町と連携し、タイムラインの実効性の向上に取り組んでいきます。

## 7 物資等の備蓄

災害時の備蓄は、自助の理念に基づき、県民自らが災害に備え食料や飲料水、生活必需品等を予め確保しておくことを基本とし、被災者が最低限の避難生活を維持するうえで必要な品目（食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、哺乳瓶、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、トイレトペーパー、飲料水、及び感染防止対策物資）については、自助・共助による備蓄を除いた分を公的備蓄・調達で確保することとしています。

具体的には、国のプッシュ型支援は発災後4日目には被災者に届けられるものと想定し、1～2日目を市町、3日目を県が担うことを基本的な役割分担としています。その方法については、原則として、市町は基礎自治体として現物備蓄や調達により、県は広域地方公共団体として市町と連携して流通備蓄により対応することとしています。

加えて、孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に、県は「セーフティネット」として備蓄した緊急物資を市町と連携して被災者に供給します。

## 6 地域防災力の向上について

南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続く中、市町や地域の方々と連携しながら地域防災力の向上を引き続き図っていく必要があります。

本県では、三重大学と共同で設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」と連携しながら、命を守るための意識の醸成や地域の防災活動の活性化、災害から確実に避難することができる体制の整備や安全・安心な避難環境の整備促進などに取り組んでいます。

### 1 みえ防災・減災センターによる地域防災力向上の取組

みえ防災・減災センターは、本県の地域防災力の向上を目的に三重県と国立大学法人三重大学の協定のもと平成26年4月に設置され、防災に関する「人材育成・活用」「地域・企業支援」「情報収集・啓発」「調査・研究」に取り組むとともに、防災・減災に係るハブ機能、シンクタンク機能を活用した市町・地域の支援に取り組んでいます。

#### (1) 人材育成・活用事業

地域や企業等における防災活動の場で活躍する「みえ防災コーディネーター」等の防災人材を育成するとともに、育成した人材を「みえ防災人材バンク」に登録し、市町や地域からの要請に応じて人材紹介を行うなど防災人材の活動支援を実施し、地域の防災力向上につなげています。

##### 【主な取組】

- ・ 防災人材（みえ防災コーディネーター、自主防災組織リーダー等）の育成
- ・ 防災人材の活動支援（みえ防災人材バンクの運営等）
- ・ 市町等行政職員を対象とした防災研修の実施 など

#### (2) 地域・企業支援事業

これからの地域防災を担う若年層の防災意識向上、地域における津波避難対策の検証や地区防災計画等の作成支援、避難所アセスメントの実施、企業間の防災ネットワークの運営など、地域や企業等における防災・減災対策の円滑な実施に向けた支援を実施しています。

##### 【主な取組】

- ・ これからの地域防災を担う若年層の防災意識向上の取組
- ・ 社会福祉施設における実効性のある避難対策の推進
- ・ 津波避難対策の検証
- ・ 「Myまっぷラン+（プラス）」を活用した地区防災計画の作成支援
- ・ 避難所アセスメント
- ・ 地域・企業の取組支援（相談窓口の運用、企業等防災ネットワークの運営） など

### (3) 情報収集・啓発事業

過去の災害をはじめとする防災・減災に関する様々な情報を収集し、ホームページ「みえ防災・減災アーカイブ」等において広く一般に公開するとともに、シンポジウム等の開催を通じて県民の防災意識の向上に取り組んでいます。

#### 【主な取組】

- ・地域に設置されている地震・津波碑や個人で収集している被災写真などの収集
- ・ホームページ「みえ防災・減災アーカイブ」の運用・拡充
- ・「みえ風水害対策の日シンポジウム」、「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」の開催 など

### (4) 調査・研究事業

行政と大学が連携するセンターの機能を活用し、防災・減災に関する実践的なテーマについて、行政職員と大学教員が一体となって調査・研究を実施しています。

#### 【令和5年度調査研究テーマ】

(南海トラフ地震に関する調査研究)

- ・津波等の影響による既存建物の性能評価に関する研究

(風水害に関する調査研究)

- ・西日本豪雨、令和元年台風第19号における河川水害をふまえた避難判断基準となる情報収集や被害防止等に関する研究

(防災・減災一般に関する調査研究)

- ・災害時における避難行動要支援者（特に在留外国人）に関する地域防災上の課題と有効な対応策に関する研究

## 2 これからの地域防災を担う若年層の防災意識向上の取組

県内の大学生や高校生をはじめとする若者を、これからの地域防災の担い手（みえ学生防災啓発サポーター）として育成し、育成したサポーターがSNS等を通じて他の若者を巻き込みながら活動の輪を広げることで、他の若者の防災意識の醸成を図り、より多くの若者の自主防災組織や企業等の防災活動への参画につなげていく取組を令和4年度から実施しています。

#### 【令和4年度の取組】

- ・令和4年度においては、6月から12月にかけて「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開き、公募で集まった大学生、高校生、20代の社会人の講座修了者49名を「みえ学生防災啓発サポーター」に認定しました。
- ・サポーターは自分たちで「みえ まもりたい」という愛称を考案し、「みえ学生防災啓発サポーター『みえ まもりたい』」として広報誌やテレビなどメディアにおいて自分たちの活動や防災対策の必要性等の啓発を行うとともに、InstagramやTwitterなどSNSを活用して、他の若者に向けて地域の防災活動への参加について働きかけを行いました。

【令和5年度の取組予定】

「みえ まもりたい」が、メディアやSNSでの情報発信取組に加え地域のイベント等への参画を企画実施していくとともに、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開講し、新たなサポーターの育成に取り組んでいきます。

### 3 社会福祉施設における実効性のある避難対策の推進

令和2年7月豪雨（熊本県）において「避難確保計画」の策定や避難訓練を実施していた高齢者福祉施設が浸水被害を受け、入所者が犠牲となった事案の発生を受け、要配慮者利用施設における避難対策を実効性のあるものとし、県内施設において同様の被害が発生することを防止するため、令和3年度から災害危険度の高い地域等に立地する要配慮者利用施設をモデル施設に選定し、有識者、施設職員、県・市町の職員、地域の代表者等が参画して施設の避難確保計画の有効性について調査を行い、その結果に基づき訓練等を行う風水害避難対策強化事業を実施しています。

【令和4年度の取組】

令和4年度においては6施設をモデル施設として取組を進めました。また、令和3年度に実施した4施設と合わせた10施設うち5施設において、地域関係者を巻き込んだ地域調整会議や避難訓練までを実施することで、事業者・地域・行政の協力体制の構築を図ることができました。

【令和5年度の取組予定】

令和5年度においても引き続きモデル施設における取組を進めるとともに、これまでの取組により得られた課題や改善点を整理し、県内の施設や市町、地域等と共有を図り、社会福祉施設における実効性ある避難対策を推進していきます。

### 4 避難所アセスメント事業

県では、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を策定して市町の実情に応じた避難所の円滑な運営を支援している中、実効性のある避難所運営や避難所における適切な感染予防等のため、避難所運営に関する基本的な事項と感染対策の2つの視点から避難所アセスメント事業を実施しています。

令和3年度から、全市町に対して書面による調査を実施するとともに、避難所の収容スペースや運営方法、使用する資機材等について有識者が調査を行い、評価を行っています。また、有識者による実地調査や評価の結果、明らかとなった課題やその解決策を研修会等により自主防災組織や市町等に広く共有することで、市町の避難所運営を支援しています。

令和5年度は、避難所運営訓練における実地調査が未実施の市町に対して調査の実施を働きかけていくとともに、これまでの避難所アセスメントによる実施結果について市町等に共有を図ることで、円滑な避難所運営を支援していきます。

## 5 津波避難対策の促進

津波から県民の命を守るため、津波避難施設の整備をはじめとした市町の避難の取組を支援するとともに、これまで実施してきた避難対策について検証し、より実効性の高い対策を市町とともに進めます。

### (1) 津波避難施設等の整備への支援

地震発生から津波到達までに時間的余裕がなく、「津波避難タワー」や「避難路」等の整備が必要であるにも関わらず、財政事情等により整備が完了していない市町に対し支援を行います。

#### 【対象となる市町】

理論上最大クラスの南海トラフ地震において、概ね 15 分以内に 30cm の津波の浸水がはじまる市町

#### 【対象となる事業】

以下の事業における市町負担額の 1 / 2 以内を支援

- ・国の財政支援制度を活用して整備する津波避難タワー・避難路の整備（工事費、用地費、造成費、測量・設計費、事務費等）
- ・国の財政支援制度を活用できない津波避難タワー整備の基本設計や避難路の階段・スロープ・照明設備などの整備（工事費、測量・設計費等）

### (2) 津波避難対策の検証

地震発生から津波到達までの限られた時間の中で、地形、気象条件、時間帯など様々な条件のもと、県民一人ひとりが命を守るために最適な避難場所へ避難できるよう、津波避難対策の実効性のさらなる向上に向けて市町とともに取り組みます。

#### 【具体的な取組】

- ・地形、避難時や避難者の状況等を考慮した上で、地震発生から津波が到達するまでの時間内に「浸水区域外まで避難するか」、「近くの津波避難タワーなど一時避難場所へ避難するか」等を判断するための基本的な考え方を整理
- ・整理した考え方をふまえ、各地点の津波到達時間や浸水深等に応じた避難対策を検討するためのツールを作成

## 6 地域減災力強化推進補助金による市町の取組支援

住民の適切な避難行動につなげ、命を守るため、「風水害対策の緊急促進」、「住民の耐震対策と避難行動」、「多様性に配慮した避難所運営」等に取り組む市町に対し支援を行うことで、住民を風水害から守る共助の推進や南海トラフ地震対策等の充実・強化を図ります。

【補助率】 1 / 2 以内

【補助限度額】 1 事業計画あたり 3,000～5,000 千円

【補助対象】

〔風水害対策の緊急促進〕

頻発する風水害に対し、住民の適切な避難行動につなげ、命を守る取組（洪水等ハザードマップ作成、河川水位監視カメラ整備等）を緊急的に支援

〔住民の耐震対策と避難行動〕

住民による耐震対策と地震・津波時の適切な避難行動対策を促進する取組（家具固定・耐震化の啓発活動、地域の避難計画作成・訓練実施等）を支援

〔多様性に配慮した避難所運営〕

南海トラフ地震等の地震・津波対策、及び風水害の共通課題である多様性に配慮した避難所運営を促進する取組（避難所要配慮者用対策、拠点となる避難所の強化対策等）を支援

など

## 7 海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策

県北部の海拔ゼロメートル地帯は、伊勢湾台風級の台風の襲来や大規模な地震発生の場合、道路被害や長期間にわたる浸水の継続等によって甚大な被害が生じることが懸念されています。

こうした中、桑員2市2町（桑名市・木曾岬町・いなべ市・東員町）では、桑名地域防災総合事務所とともに構成する「桑員地域防災対策会議」で、当該地域の住民が自治体の枠を越えて円滑に避難する場合の、海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の検討を行い、令和2年度には、当該地域における広域避難を円滑に実施するための「桑員地域広域避難タイムライン」を策定しました。令和3年度からは、タイムラインに基づいた図上訓練の実施や具体的な運用方法、避難所の確保について検討を行ってきました。こうした取組を経て、木曾岬町といなべ総合学園の間で「災害時における避難所としての使用に関する協定」が令和4年度に締結され、広域の避難対策が図られることとなりました。

また、三四地区1市3町（四日市市・川越町・朝日町・菰野町）においても、令和2年度に「三四地区1市3町の広域避難に関する会議」を設置し、広域避難を行う避難者の受入可能な避難所の確保や移動手段等について意見交換を行うなど、広域避難に係る協定締結に向けた検討を行ってきた結果、令和4年度には「災害時における広域避難等相互応援に関する協定」が締結されました。

令和5年度は、引き続き、これらの会議において検証や検討を行い、海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進に取り組んでいきます。

## 8 防災情報プラットフォーム

### (1) 概要

防災情報プラットフォームは、県災害対策本部活動の支援のほか、様々な災害情報等を収集し、共有・提供する仕組みとして防災みえ.jp ホームページ、メール等配信システム、防災情報システムで構成されています。

#### ①防災みえ.jp ホームページ

県が収集した気象、雨量、河川水位、避難所情報、避難情報など防災に関する情報をホームページで提供するシステムで、情報は自動でリアルタイムに更新されます。

日本語以外に、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語で情報提供しています。

#### ②メール等配信サービス

県が収集した気象、雨量、河川水位など防災に関する情報を電子メールで提供するシステムで、登録された方に自動でリアルタイムに配信します。

電子メールの配信のほか Twitter 及び LINE と連携して、登録された方に気象に関する情報提供や台風に備えた注意の呼びかけ等も行っています。

また、令和2年4月からは、三重県とヤフー株式会社が締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づき、Yahoo!防災速報での防災情報等の配信を行っています。

#### 【令和5年3月31日時点の各登録者数】

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| ・メール配信      | 42,234 人             |
| ・Twitter    | 10,175 人             |
| ・LINE       | 19,901 人             |
| ・Yahoo!防災速報 | 約 40 万人 (令和3年12月末時点) |

#### ③防災情報システム

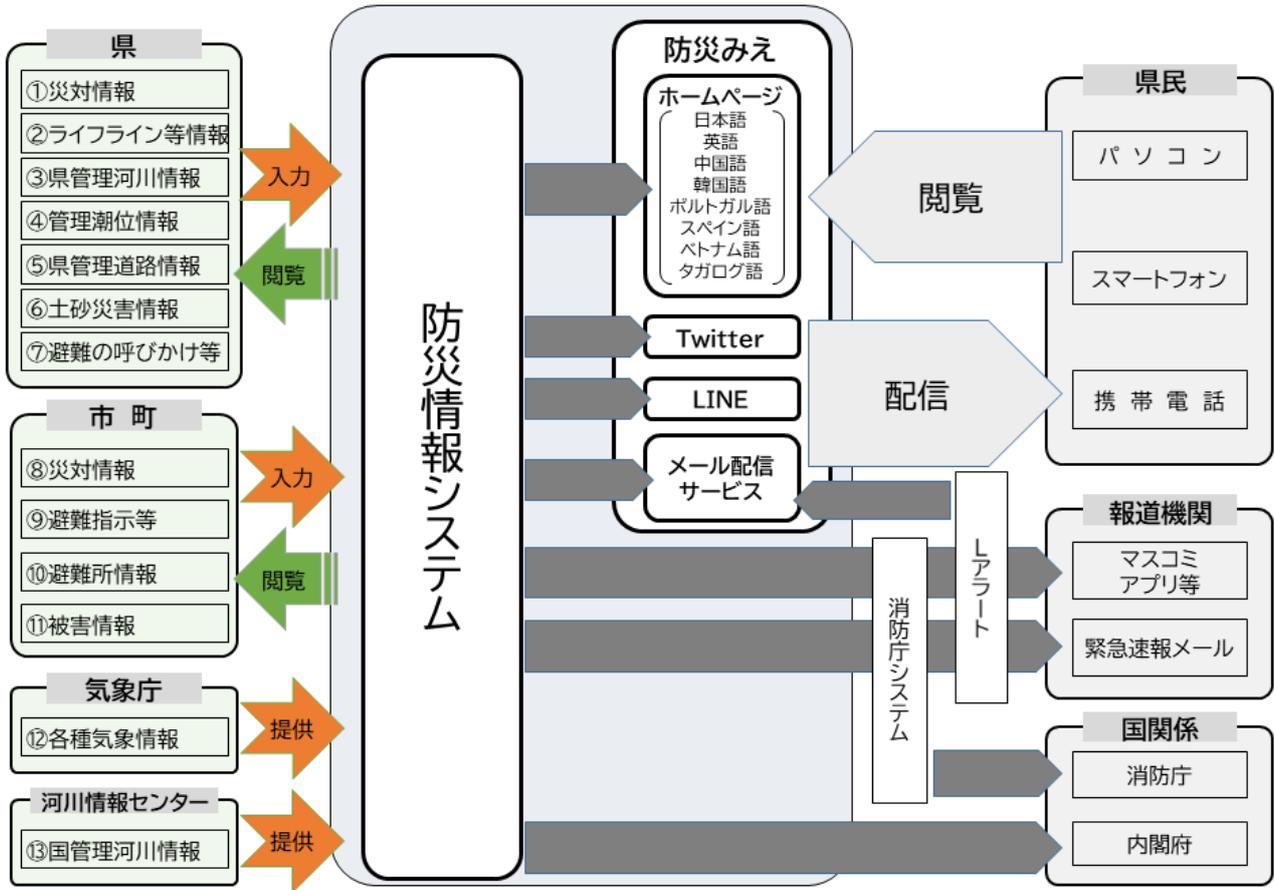
県災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、災害対策活動に活用するとともに、関係機関で情報共有するためのシステムです。

なお、収集した情報はLアラート（災害情報共有システム（総務省所管））を通じて報道機関へ配信され、県民の皆さんへはテレビやラジオを通じて情報提供されます。

### (2) 令和5年度の取組

引き続き、防災みえ.jp ホームページやメール、Twitter、LINE を活用して、県民の皆さんにわかりやすい表現で適切に防災情報を提供していくとともに、より幅広い年齢層の方々に活用していただけるよう、PR用チラシを作成し、各種防災イベント等で配布するなど、啓発・周知に取り組みます。

## 防災情報プラットフォームの仕組み



## 7 危機管理の推進について

県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や、県民の信頼を損なう事態を「危機」ととらえ、危機管理に係る全庁的な企画及び総合調整を行うとともに、部局等の危機管理に対する支援、調整等に取り組んでいます。

### 1 三重県危機管理方針等

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

#### (1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

#### (2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

#### (3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動の手引きとなるものです。

### 2 危機管理体制

危機管理に関して全庁を統括し、危機発生時における各部局横断の指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置するとともに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、危機管理責任者会議等の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

また、所管区域内の危機管理を統括する「危機管理地域統括監」を各地域防災総合事務所（地域活性化局）に設置し、地域における危機管理体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じ危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

これまでに経験がない危機が発生した場合には、的確に情報を把握するとともに、迅速な初動対応をはじめ、全庁的な総合調整を行います。

### 3 危機管理に係る取組

#### (1) 主な取組

##### ①危機情報及びリスク情報の早期把握と対応

危機情報及びリスク情報を速やかに把握するとともに、各部局等が行う対応への支援や調整等を行っています。

##### ②発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

県において危機が発生した場合には、危機発生の原因や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じることとしています。

##### ③危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

##### ④研修・訓練

ア 新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修を実施

イ 課長等（本庁の課長及び地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施

ウ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

#### (2) 令和5年度の取組

各部局等の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確に対応していきます。また、引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

## 8 国民保護の推進について

武力攻撃や大規模テロ等が起こった場合において、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするための措置を的確かつ迅速に実施するため、「三重県国民保護計画」に基づき、県や市町等の有事への対処能力向上等を目的とした訓練の実施や避難施設の指定等の取組を進めています。

### 1 国における関係法令等の整備

- ・平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- ・平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- ・平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(以下、国基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)

### 2 県における国民保護計画の作成

関係法令や国基本指針に基づき、県では、平成 18 年 3 月に、「三重県国民保護計画」(以下、県国民保護計画)を作成しました。(県内全市町も作成済)

その後、国基本指針等の改正に基づき、所要の変更を行っています。(直近では、平成 29 年 12 月に国基本指針が変更されたこと等をふまえ、平成 30 年 4 月に県国民保護計画を変更しました。)

### 3 県における国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。昨年度は緊急対処事態が発生した場合の一連の国民保護措置に関する対応を確認するとともに、関係機関相互の連携強化を図るため、令和 5 年 1 月 31 日に国と亀山市との共同図上訓練(一部実動訓練)を実施しました。

今年度は、ミサイル攻撃(武力攻撃事態)を想定し、討議型の訓練を実施するとともに、ミサイル発射時の避難行動の理解を促進するための避難行動訓練(住民避難訓練)を実施する予定です。

#### 【これまでの訓練実績】

- ・図上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・図上訓練(国共同)：平成 20、27、28、30 年度、令和 4 年度(一部実動訓練)
- ・討議型訓練(国共同)：令和元年度、3 年度
- ・実動訓練：平成 24 年度
- ・避難行動訓練(住民避難訓練)：平成 29 年度

#### 4 <sup>ジェイ・アラート</sup> J - A L E R T \* の整備および訓練

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である J アラートが県内すべての市町に整備されています。

毎年度実施される全国一斉情報伝達試験を通じて、市町の対応力の向上を支援していきます。

なお、弾道ミサイルが本県に飛来する可能性がある場合には、J アラート作動と同時に、知事を本部長とする「三重県危機対策本部」を設置し、初動対応にあたることとしています。

##### \* J - A L E R T (全国瞬時警報システム)

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

#### 5 避難施設の指定

県においては、県国民保護計画に基づき、市町と連携し、避難施設の指定を行ってきたところです。

とりわけ、ミサイル攻撃の際に、爆風等からの直接の被害を軽減する効果が高いとされている緊急一時避難施設（コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設）の指定を進めています。

県内では都市部とは異なり、広範な地下街や地下駅舎、地下駐車場等が極めて少ないことから、緊急一時避難施設のさらなる指定につなげるため、公共施設だけでなく民間施設の指定拡大に向けて取り組んでいきます。

また、様々な機会を捉えて、万が一の有事の際の適切な避難行動に関して県民に周知啓発を行います。